

四日市市告示第 15 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和8年 1月 14日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整 理 番 号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	大井手48号線	大井手二丁目108-8 大井手二丁目108-10	4.5~8.7	20.3
2	大谷台28号線	大谷台二丁目1571-61 大谷台二丁目1571-61	6.0~11.0	23.8
3	山分27号線	山分町字山分198-1 山分町字山分198-7	6.0~13.0	46.9
4	垂坂66号線	垂坂町字高山61-3 大字羽津字大谷甲1-14	6.1~7.0	70.1
5	河原田137号線	河原田町字福角638-7 河原田町字福角667-6	6.0~9.5	96.9
6	河原田138号線	河原田町字福角638-5 河原田町字福角638-9	6.0~12.7	39.3
7	河原田139号線	河原田町字福角667-4 河原田町字福角667-1	6.0~13.0	39.4
8	菊水9号線	楠町本郷字孫平1329-4 楠町本郷字孫平1329-6	6.0~9.5	41.1